

一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付要綱（平成12年7月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（交付の決定）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>（交付の決定等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p><u>2 補助金の交付は、年4回（四半期ごと）に分割して交付するものとする。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
<p>（決定の通知）</p> <p>第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、<u>武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条に規定する武蔵野市指令書</u>により協会に通知するものとする。</p>	<p>（決定の通知）</p> <p>第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、<u>一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付決定通知書（様式）</u>により協会に通知するものとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>（実績報告）</p> <p>第9条 協会は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から<u>2か月以内に</u>、実績報告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>（実績報告）</p> <p>第9条 協会は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から<u>速やかに</u>、実績報告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>字句の改正</p>
	<p><u>様式</u> （別添のとおり）</p>	<p>様式の追加</p>

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

所在地

団体名称

代表者氏名 様

武蔵野市長

一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金を補助事業以外の用途に使用しないでください。
- (2) この通知以降の各手続について遅滞なく処理してください。
- (3) この通知を受けた後、補助金の請求書を提出し、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。
- (4) (1)から(3)までの規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (5) その他武蔵野市補助金等交付規則及び一般社団法人武蔵野市スポーツ協会運営補助金交付要綱の規定を守ってください。
- (6) 分割交付時期及び交付金額